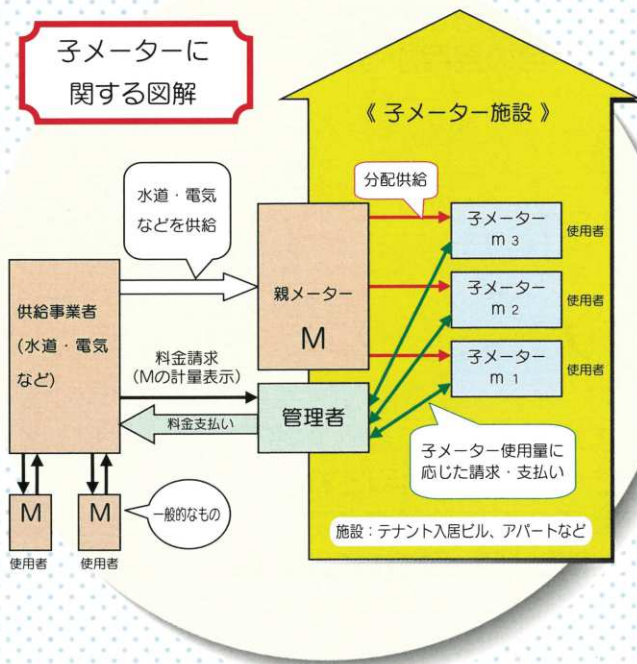


水道及び電気の子メーター 所有者・管理者の皆様へ

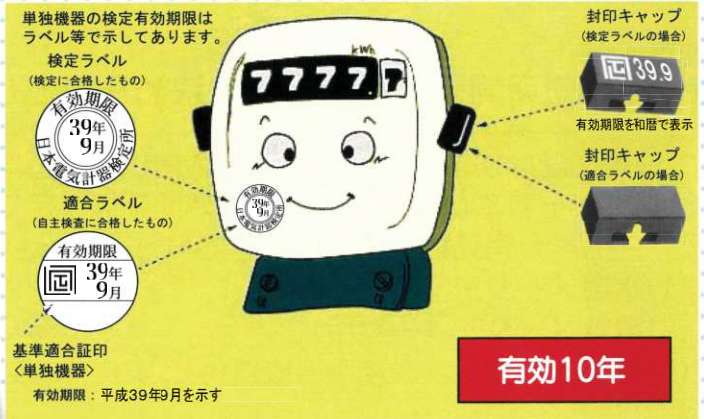
貸ビル・アパート・寮・マンションなどで管理者と入居者との間で水道料金や電気料金の配分に使用している子メーターは、計量法によって有効期間が定められています。

現在使用中の子メーターの有効期限を確認して下さい

水道及び電気の子メーターは、使用料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるもので、計量法上の「取引・証明」に該当します。
水道及び電気の子メーターは、有効期間内のものでないと使用できません。



電気メーター (単独計器の例)



水道メーターの例



※ 2019年 (平成31年) 1月以降に検定等に合格したメーターの有効期限は全て西暦で表示しています。

<お問い合わせ先>

水道子メーター

(北九州市内)

(福岡市内)

(久留米市内)

電気子メーター

福岡県計量検定所

北九州市消費生活センター 計量検査所

福岡市経済観光文化局 政策調整課

久留米市消費生活センター

日本電気計器検定所 九州支社

☎ 092-939-1543

☎ 093-592-2012

☎ 092-711-4650

☎ 0942-30-7700

☎ 092-541-3031

水道・電気子メーターに関する Q&A

Q 子メーターとは、どんなメーターですか？

A：貸ビル・アパート・寮・マンション等その集合施設において一括して水道、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターのことです。

Q 親メーターとは？

A：「水道局・電力会社等」と「管理者」との間で直接、水道・電気などの取引に使用されるメーターのことです。水道局・電力会社などが取り付け、管理をしています。

Q 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A：「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない」と計量法に定められています。〔計量法第16条（使用の制限）〕

使用量に応じた料金を配分するために使われている子メーターは「証明上の計量」に当たりますので、検定が必要です。

目的は供給事業者が設置して検針している親メーターの「取引上の計量」同様に、適正な性能の計量器による正確な計量が必要なためです。当事者間のトラブルを避けるためにも、こうした「公平の原則」が適用されている訳です。

Q 有効期間は、どのように決められていますか？

A：有効期間は検定合格後に、通常の使い方ならば維持されるであろう精度・性能の変化の程度を見極めて定められています。なお、有効期間は検定に合格した月の翌月から起算します。

《有効期間は以下のとおり》

- | | |
|--------------------|--------|
| (1)水道メーター | 8年 |
| (2)電気メーター（一般用） | 10年 |
| (3)電気メーター（業務用変成器付） | 5年又は7年 |

Q 有効期限はどこを見ればわかりますか？

A：検定証印又は検定ラベル等によって表示しています。

- | | |
|--------------------|--|
| (1)水道メーター | → ・フタの裏側または表示面にラベル表示、もしくは封印裏面に和暦年月で有効期限が刻印されています。 |
| (2)電気メーター（一般用） | → ・計器に向かって左下に貼付されている白い検定ラベルに和暦年月で有効期限が表示されています。 |
| (3)電気メーター（業務用変成器付） | → ・計器に向かって右側の封印ネジに取り付けられている検定票に和暦年月で有効期限が刻印されています。 |

Q 子メーターの有効期限を超えて使用した場合、罰則はありますか？

A：計量法の第172条では「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。当事者間でのトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

Q 有効期限切れの子メーターを取り替えるには？

A：修理品の検定済みまたは新品のメーターで有効期間があるものに取り替えましょう。

取り替えについては、最寄りの専門工事店またはメーターの製造・修理事業者にご相談下さい。